

相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業 環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)第20条第1項の意見

令和2年2月7日

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、相馬市光陽の相馬中核工業団地東地区において、石炭（一部、木質バイオマスを含む）を燃料とする相馬共同火力発電株式会社新地発電所から排出される焼却灰専用の埋立処分場（以下、「処分場」という。）の規模を拡張するものであるが、平成8年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けてから長期間未着工であったB-4地区及びその周辺には希少な動植物が生息・生育するなど、良好な自然環境が存在していることから、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施するとともに、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限回避及び低減すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する実用可能な技術が確立された場合や新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。

(2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。

(3) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、事業の実施について十分な理解を得るとともに、環境保全措置を含む事業の経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

2 水環境について

(1) 対象事業実施区域周辺の水環境に影響が生じないように、引き続き処分場から発生する浸出液を適正に処理すること。

(2) B-4地区の掘削により生じる残土約419,000m<sup>3</sup>のうち、B-3地区の嵩上げに約

164,000m<sup>3</sup>を再利用し、残りの約255,000m<sup>3</sup>を、B-4地区の嵩上げや廃棄物の最終覆土材として利用するまでB-2地区において保管する計画となっている。

残土を長期間にわたり保管する際、近年頻発する大雨等により土砂や濁水が対象事業実施区域外の河川等に流出する可能性が考えられることから、流出を防止する対策をとるとともに、その内容を具体的に環境影響評価書に記載すること。

### 3 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では複数種の希少な動植物の生息・生育が確認されるなど良好な自然環境が存在していることから、当該区域西側の中央公園へ動物が円滑に移動できるように対策をとるほか、移動性の小さい動物を中央公園へ移動させるなど、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を確実に実施し、動植物への影響を最大限回避・低減すること。
- (2) B-2地区の残土を長期間に渡り保管する間に、残土には植物が生育し、草地性の環境を利用する鳥類等が生息することが想定されるため、事業の実施に当たっては残土周辺の動植物の生息・生育状況についても留意すること。

### 4 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域の北に位置するA地区の相馬光陽パークゴルフ場では、平成30年度の年間利用者が65,097人であり、多くの利用者が訪れる住民にとって重要な施設である。さらに処分場のA地区はソフトボール場、B-1地区はサッカー場として利用されていることから、事業の実施に当たっては、焼却灰等の飛散防止策や工事車両の運行時における交通安全対策等の環境保全措置を確実に実施し、上記施設の利用者への影響を回避・低減すること。

### 5 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、当該区域周辺において多くの車両が走行することが想定されるため、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 本事業計画の推進に当たっては、本意見を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

- 1 事業者の名称 相馬市
- 2 事業の名称 相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張
- 3 事業の種類 産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
- 4 事業の規模 埋立面積 823,735m<sup>2</sup>、埋立容量 7,756,718m<sup>3</sup>
- 5 対象事業実施区域 相馬市光陽三丁目3番地の1 他